第４弾 熊取町地域振興券　取扱店を募集します。

熊取町・熊取町商工会において、物価高騰により影響を受けている住民生活及び地域経済を支援することを目的に、町内の取扱店舗で使用出来る地域振興券を熊取町内に居住する住民の方を対象に交付します。

※ 一人あたり5,000円（500×10枚）の地域振興券を町内に居住する住民の方を対象に交付

【使用有効期間】令和６年４月２２日（月）～令和６年８月31日（土）
この商品券が使用できる取扱店を次の概要のとおり募集致しますので、是非この機会にご登録いただき、販売促進にお役立てください。

取　扱　店　募　集　概　要

取扱店登録申請締切　**令和５年１２月２２日（金）～令和６年１月１７日（水）**
※登録申請締切以後も随時受付けを行いますが、取扱登録店舗等一覧表に事業所名が記載されない場合があります。

取扱店登録資格

町内に店舗、事業所等を有し営業をしている事業者（地域振興券の使用は、町内の店舗に限ります。）
※但し、以下の事業者は対象外とします。

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に規定する営業を行っている事業者
②特定の宗教・政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
③商品券の使用対象とならないもののみを取り扱う事業者
④次のいずれかに該当する事業者。
- 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６項に規定する暴力団員であると認められる事業者
- 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる事業者
- 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められる事業者
- 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる事業者
- 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者

取扱店登録・換金手数料　**登録料無料、換金手数料無料**

取扱店登録の申請方法

熊取町地域振興券取扱店登録申請書兼誓約書にご記入の上、熊取町商工会へお申込ください。
〒590-0451 大阪府泉南郡熊取町野田２－９－２０（土・日・祝日を除く午前９時～午後５時）
電話 072-453-8181　FAX 072-453-8183（FAX・郵送可）

（裏面に続く）

地域振興券の流れ（販売から換金まで）

主な流れは以下のとおりです。
また、登録されますと事務局より必要書類を送付させていただきます。

1. **取扱店証の掲示**：登録いただいた店舗については、使用できるお店であるとわかるよう目立つところにポスター（取扱店証）を貼ってください。
2. **地域振興券を使用されるお客様が来店されたら**
   ① 一枚５００円ですので、同額商品・飲食などと引換えてください。
   ② できれば地域振興券の発行に合わせ、独自のキャンペーンの実施など、消費拡大に向けた取り組みをお願いします。
3. **地域振興券に店舗の記入**
   お客様から受け取った地域振興券は、券表面にスタンプやボールペンなどで店舗名をご記入ください。
4. **地域振興券の換金**
   換金は熊取町商工会で行います。詳しくは登録後にお送りする書類でご確認ください。

注）なお取扱店登録されていない店舗については換金は致しません。

お問い合わせ先
熊取町商工会　TEL　０７２－４５３－８１８１　FAX　０７２－４５３－８１８３

登録No.	

熊取町地域振興券取扱店登録申請書兼誓約書

熊　取　町　商　工　会　行き

熊取町地域振興券事業の趣旨に賛同し、取扱店登録申請にあたり、取扱店募集概要及び裏面「地域振興券に係る留意事項」について遵守して申し込みます。

また、万一不正行為等を行った場合、一切の「熊取町地域振興券」の換金の中止、登録取扱店名の公表、法的措置などを取られても一切異議は申しません。

事業所名	（フリガナ）		
代表者名	（フリガナ）		
業種			
所在地	（〒　　）		
電話番号		FAX 番号	

【資料送付先】

住　所	（〒　　）		
電話番号		担当者名	

取扱登録店舗等一覧表に掲載する店舗名 ※無記入の場合は上記の事業所名等が掲載されます。

1	店 舗 名		業　　種	
	電話番号		地　　区	
2	店 舗 名		業　　種	
	電話番号		地　　区	

お申込先
熊　取　町　商　工　会
熊取町野田２－９－２０
TEL　０７２－４５３－８１８１
FAX　０７２－４５３－８１８３

●地域振興券に係る留意事項

①使用対象にならないもの

ア、出資や債務の支払い（振込手数料、電気、ガス、水道料金など）
イ、有価証券、金券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
ウ、たばこ事業法第２条第１項第３号に規定する製造たばこの購入
エ、風俗営業等の規制及義務の適正化等に関する法律第２条に規定する営業に係る支払
オ、土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預りを除く）等の不動産に関する支払
カ、現金との換金、金融機関への預け入れ
キ、地域振興券の交換又は売買
ク、特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払
ケ、国税や地方税や使用料などの公租公課

②取り扱いに関すること

ア、使用店舗において、使用期間内に限り使用可能としますので、使用期間前や使用期間後に振興券は受け取らないでください。
イ、購入後の返品はできません。
ウ、現金との引き換えはできません。
エ、釣り銭は支払わないでください。
オ、商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（熊取町）は責任を負いません。
カ、使用店舗において、本券を使用対象としない商品を独自に定める場合は、予め、使用者が認識するよう明示してください。